

2025 年 5 月 22 日号

「人生 100 年仕様」の年金制度

2022 年 4 月、年金制度が「人生 100 年仕様」に改正されたことをご存じでしょうか。今回は、2 つの改正ポイントをお伝えいたします。



【1】在職老齢年金制度の見直し

これまで、60 歳～64 歳の方が仕事で収入を得ている場合、年金の基本月額と月収の合計額が 28 万円を超えると、年金の全部または一部が支給停止となっていました。65 歳以上の場合、その壁は 47 万円でした。今回の見直しで、60～64 歳の方も、これまでの 65 歳以上の方と同様、壁が 47 万円に変更されました。64 歳までの方が、より働いて収入を得やすくなりました。

【2】年金の受給開始年齢の選択枝の拡大

従来の年金受給開始年齢は、65 歳を基準として、60 歳～70 歳までの間で自由に選ぶことができていました。2022 年改正で、上限年齢が 5 歳引き上げられ、選択幅が「60 歳～75 歳」となりました。「繰り上げ受給」「繰り下げ受給」のどちらを選択した場合でも、減額・増額した年金額は一生変わりません。このような「人生 100 年」を想定した年金制度の改正が行われたことにより、これから年金を受給する方は、以下の点を上手に考えなければなりません。

- ① いつまで働くか：定年年齢の引き上げや再雇用制度の導入などで、シニアの働く環境は、年々整備されてきています。
- ② いつから年金を貰うのか：75 歳まで仕事をし、75 歳から「繰り下げ受給」すると、貰えるはずだった基本月額年金の 184%の額を一生もらえることになります。

逆に 60 歳から受給を開始する「繰り上げ受給」を選択すると、65 歳から貰えるはずだった年金が 24%減額され、その金額が一生続くことになります。

2022 年の公的年金額を基準に計算すると、「繰り下げ受給」をしたときの損益分岐点は、およそ 11 年後だということです。つまり、繰り下げ受給を始めた年齢、例えば 73 歳から年金を貰えるようにすると、11 年後の 84 歳より長生きすれば、基準の 65 歳から年金を貰い続けたよりも総額が上回る（得をする）そうです。

ただ、本来は 73 歳から受給しようと計算していたのに、認知症になってしまい、受給開始の手続きが自分でできなくなってしまった……なんてことがないように、年金受給の計画についても、きちんとご家族や支援者と情報共有をして、託しておくべきです。

このように、老齢期の資産形成の自由度が高まっています。ご自分の就労の希望や状況と、老齢年金の受給開始時期の希望を、あらかじめプランニングしておくことをオススメします。